

【関西地区】 プール割引利用券の配付について

この夏も体育奨励事業の一端として、関西地区の被保険者と被扶養者を対象に、プール割引利用券を配付します。

(※施設等は[夏季プール割引利用施設一覧表](#)をご参照ください)

ご利用希望の場合は事業所で取りまとめいただき、[プール利用券申込書](#)に必要事項を記入の上、健康保険組合あて郵送またはFAXしてください。

なお、ご利用の際には当該施設の窓口で共通割引入場券に割引料金を添え、当日の入場券と引き換えてください。

(※未使用券につきましては、期間終了後破棄してください)

